

「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」に基づく施策の推進

○奈良県では、令和2年4月に「奈良県県産材の安定供給及び利用の促進に関する条例」を施行

1 県産材の安定供給の促進

- ①高性能林業機械の積極的な導入促進
- ②路網の整備等、森林施業の集約・合理化促進



車両による集材に適した奈良型作業道

2 県産材の利用促進

- ①県産材認証制度の普及の推進
- ②公共事業・公共建築物への県産材利用推進
- ③県産材を使用する住宅等の建設促進
- ④県産材等の国内外への販路拡大促進
- ⑤木質バイオマス等への県産材利用促進



公共建築物の木造・木質化
(奈良公園バスターミナル)

3 県産材の加工流通促進

- ①県産材の加工の効率化
- ②県産材の流通の合理化
- ③県産材の情報の共有化



木質バイオマス利用施設

4 人材育成及び確保

- ①林業従事者の育成及び確保
- ②県産材等の利用促進を担う人材の育成



製材工場の能力強化

その他、山村地域の活性化、普及啓発、木の文化の継承

○令和3年4月より本条例のアクションプランを策定のうえ、条例に基づく施策を円滑かつ効率的に推進

奈良県林業・木材産業興し推進への支援

- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の延長
令和2年度末を期限とする、特定間伐等の実施経費に
対する交付金交付を位置づける特別措置法の延長および交付金制度の継続



交付金を活用した森林整備（保育間伐）



間伐材搬出のため土場に集積

- 木材産業の競争力強化等を図るための財政支援等
 - ・ 木材加工流通施設整備に対する予算の確保・充実
- 公共建築物等非住宅建築物の木造・木質化の推進のための財政支援等
 - ・ 公共建築物の木造・木質化に対する予算の確保及び補助率の改善、採択要件の緩和
 - ・ JAS認証の取得や維持に要する経費について、負担軽減を図るための支援